

甌島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、県本土の西方約30kmの東シナ海上に、北東から南西の方向に約35kmにわたって位置しており、上甑島(44.20km²)、中甑島(7.28km²)、下甑島(65.56km²)の3島からなっています。

○ 地形

各島とも地形は急峻で、上甑島は遠目木山(423m)、中甑島は帽子山(296m)、下甑島は尾岳(604m)をそれぞれ最高峰にして、200m以上の山が連なり、平地が少ない地形となっています。

海岸線は変化に富んでおり、上甑島には砂州によって形成されたトンボロ地形や潟湖群も見られ、特に西側海岸には、奇観を呈した海触崖が多く見られ、これらの海岸線を含めた優れた景勝地が評価され、平成27年3月に甑島国定公園に指定されています。

○ 気候

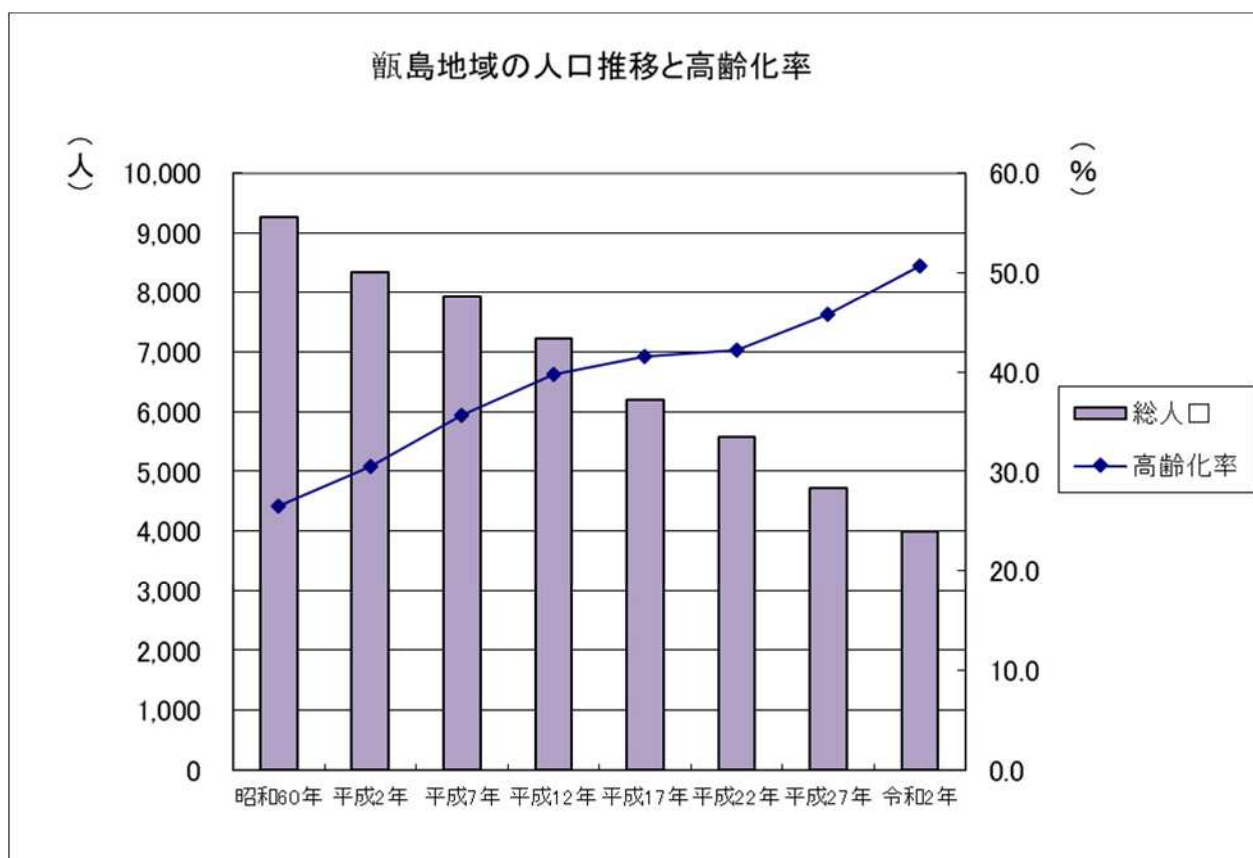
温暖ですが、夏秋季の台風や冬季の季節風の影響を強く受けます。

○ 行政区域

行政区域は、薩摩川内市に属しています。

○ 人口

令和2年国勢調査の人口は、3,983人と長期継続して減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にあります。



第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

- ◇ 本地域においては、定期航路が本土との唯一の交通手段となっており、串木野新港～甑島各港（里港，長浜港）間でフェリーニューこしきが、川内港～甑島各港（里港，長浜港）間で高速船甑島が渡航しています。
- ◇ また、令和5年4月には、フェリーニューこしきの甑島島内の寄港地が集約されました。

◆ フェリーニューこしき（940 t）

- 里 ～ 串木野 1時間15分（最短） 1日2便
- 長 浜 ～ 串木野 1時間40分（最短） 1日2便

◆ 高速船甑島（197 t）

- 里 ～ 川 内 50分（最短） 1日2便
- 長 浜 ～ 川 内 1時間10分（最短） 1日2便

(2) 島内道路等

- ◇ 道路改良・舗装率

（単位：％）

区分	県道		市町村道		国県市町村道計	
	一般県道		改良率	舗装率	改良率	舗装率
	改良率	舗装率				
甑島地域	90.9	100.0	52.8	96.1	65.3	97.4
離島計	91.4	100.0	78.3	93.1	81.8	94.7
本土計	71.8	100.0	70.0	92.8	72.7	94.1
県計	76.0	100.0	69.8	90.5	72.9	92.2

* 令和3年度道路現況調査（令和3年4月1日現在）

○ 県道

甑島を縦貫する道路として上甑島の県道桑之浦里港線，上甑島と中甑島を結ぶ県道鹿島上甑線及び下甑島の県道手打藺牟田港線があり，また，上甑島北部を横断する県道瀬上里線及び下甑島の西岸を走る県道長浜手打港線があります。

上甑島～中甑島間については，平成5年に二つの架橋により両島が結ばれ，令和2年8月に，中甑島と下甑島を結ぶ甑大橋が開通し，甑島列島が全て陸路で繋がったことで，全島的な陸上交通ネットワークが形成されました。

しかしながら，甑島を南北に貫く甑島縦貫道の長浜芦浜区間においては，幅員狭小等の未整備区間があり，その整備を推進しています。

また，甑大橋の開通や甑島縦貫道の整備により島内の生活圏域の拡大がなされた一方で，県道瀬上里線や県道長浜手打港線は，屈曲箇所，幅員狭小箇所等整備を要するところもあり，その整備も推進しています。

さらに，道路施設の老朽化対策として，予防保全型の維持管理を推進するため，個別施設ごとの長寿命化計画の策定を行い，定期的な点検や計画的な補修などを実施しています。

歩行者等の安全を確保するため，歩道の整備や段差解消など，安全な道路交通環境の形成を推進しています。

○ 市道

市道は、日常生活を支える上で重要な社会基盤であり、県道を相互に連絡したり地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するとともに、コミュニティセンター、学校、医療機関といった公共施設等の機能を効率的に発揮させるためには欠くことのできないものです。

しかしながら本地域においては、地域間を連絡する幹線市道等の整備がまだ十分とはいえない状態にあります。

また、インフラの老朽化対策等による防災・減災への取組が必要です。

○ 島内交通

島内交通については、市のコミュニティバスである定期路線バスや、地区コミュニティ協議会が運行する自家用有償旅客運送等が運行されています。今後は、交通弱者等の移動手段確保のため、効率的で利便性の高い運行を図る他、地域の共助による自家用有償旅客運送等の拡大も検討する必要があります。

第3節 情報通信の現況及び課題

- ◇ 本土と各島間は、市が国の補助事業を活用し、平成20年度にNTT西日本と共同でループ状に敷設した海底光ケーブルで接続されています。また、令和3年度に島内全域に光ファイバが整備されました。
- ◇ 携帯電話については、移動通信用鉄塔施設整備事業等の実施により、ほぼ全域がサービスエリアとなっており、居住地域等では利用可能となっています。
- ◇ テレビについては、地上波テレビ放送のデジタル化に伴い「新たな難視」地区が一部に存在していましたが、共聴施設の新設により解消されています。しかし設備の設置から10年以上が経過し、老朽化に伴い更新が必要となりつつあり、その改修費用に加え、組合員の高齢化に伴い組合の運営や設備の維持管理が負担となってくるなど、様々な課題があります。
- ◇ 本土及び各島間の光ケーブル化に伴い、各島内でも支所や公民館等の公共施設を光ファイバで結ぶ地域公共ネットワークを整備し、令和3年度から全小中学校で、生徒一人一台の端末による「GIGAスクール」の運用が開始され、タブレット端末によるインターネット学習や各学校間や外部とのオンライン会議システムの利用、双方向による住民サービスの提供を行っています。

第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題

- ◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、平成29年4月から住民を対象とした航路運賃低廉化事業を実施しています。

○ 運賃

◆ 串木野－甕島各港間

- ・ 普通運賃（片道）：2,340円
- ・ 島発往復割引：4,450円
- ・ 離島割引運賃（片道）：1,580円
- ・ 離島住民島発往復割引：3,000円

○ 高速船運賃

◆ 川内－甕島各港間

- ・ 普通運賃（片道）：3,440円
- ・ 島発往復割引：6,550円
- ・ 離島割引運賃（片道）：2,270円

- ・ 離島住民島発往復割引：4, 310円

◇ 市では農畜産物（ばれいしょ、たまねぎ、子牛等）の島外搬出に要する費用の支援を行っています。

第5節 産業の現況及び課題

- ◇ 産業分類別就業者数

(単位:人, %)

区分	就業者数	構成比
第1次産業	208	11.2
うち農業・林業	38	2.0
うち水産業	170	9.1
第2次産業	288	15.5
第3次産業	1,361	73.2
分類不能	3	0.2
合 計	1,860	100.0

※ 令和2年国勢調査

◇ 本地域では、第3次産業が7割以上に及ぶ大きな割合を占めています。

- ◇ 農林水産業生産額

(単位:百万円)

区分	農業						林業(B)	水産業(C)	農林水産業合計(A+B+C)
	耕種	(耕種の主な内訳)			畜産	計(A)			
		米	いも	果実					
H22	40.4	9.3	5.2	3.9	59.8	100.2	2.0	2,335.6	2,437.8
H27	22.6	3.5	8.0	5.5	78.7	101.3	2.0	531.9	635.2
R2	14.7	3.4	2.7	6.3	70.1	84.8	—	470.0	554.8

※市町村調べ

※離島統計年報

◇ 過去5年毎の農林水産業生産額推移では、水産業が減少傾向にあり、全体の生産額も減少傾向にあります。

(1) 農業

- ◇ 農家総数

(単位:人, %)

区分	H22			H27			R2			増減率(対H22)
	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	
甌島地域	140	24	116	108	19	89	76	12	64	54.3

※ 世界農林業センサス(農林水産省)(一部市町村調べ)

◇ 各島とも地形が急峻であるため、耕地は少なく、点在しています。台風や冬場の

- 強い季節風の影響を受けやすい条件のなかで、放牧体系による肉用牛や水稲、焼酎用さつまいも、ばれいしょ、たまねぎ、パッションフルーツ等が生産されています。
- ◇ しかし、過疎化の進行により担い手は減少し、荒廃農地は増加の傾向にあります。

(2) 林業

- ◇ 森林面積

(単位: ha)

区分	森林面積	国有林	民有林	うち
				人工林
甌島地域	9,617	0	9,617	484

※ 令和4年度鹿児島県森林・林業統計(一部市町村調べ)

- ◇ 森林面積は9,617haで、天然広葉樹が8,785haで約91%を占め、そのうち樺林が53haとなっています。特用林産物については、しいたけ、樺の実等の生産が行われていますが、これらの資源の利用や森林の適正な管理を図るため、引き続き林道等の路網整備を図る必要があります。

(3) 水産業

- ◇ 漁業産出額

(単位: 百万円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
甌島地域	漁業産出額	591	425	425

※ 漁業産出額は、各管内漁協業務報告書(漁業種類別水揚げ状況)から引用

- ◇ 最近の漁業産出額については、やや減少傾向にあります。
- ◇ 本地域の周辺海域は、アジ、サバ、ブリ等の回遊魚をはじめ、キビナゴ、バショウカジキ、アワビ等の水産資源が豊富で、県内でも有数の好漁場を有しています。
- ◇ これらの資源を活用した漁船漁業や、クロマグロ、カンパチ等の養殖が行われています。
- ◇ 甌島漁業協同組合では、地域特産魚であるキビナゴを用いて、急速凍結による鮮度の高い刺身商材やフライ商材が製造されています。その他、海洋深層水の使用によるアジ、サバの塩干品が製造されています。なかでも、キビナゴのフライ商材については、外食向け商材として県外出荷されています。
- ◇ 周辺海域の一層の活用を図るため、ヒラメ、アワビ等の種苗の放流や魚礁等の設置による漁場造成、アワビ、キビナゴ等の資源管理型漁業が推進されています。
- ◇ 水産業は本地域の基幹産業であり、今後は、漁船漁業の効率化、養殖業の安定的振興に加え、6次産業化の取組も求められています。

(4) 工業、製造業(特産品製造も含む)

- ◇ 当地域は、本格焼酎、水産加工品等の魅力的な特産品に恵まれています。
- ◇ 近年では、特産品製造企業や小規模事業者等による新商品開発や販路開拓、県外大消費地へのアプローチが積極的に行われています。

- ◇ 九州で唯一取水されている海洋深層水については清涼飲料水、塩・にがりなどの製造・販売や農業にも積極的に活用されています。

第6節 就業の現況及び課題

- ◇ 本地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域ですが、基幹産業である第1次産業だけではなく、第2次産業、特に建設業の不振に伴い就業機会が減少しています。
- ◇ また、若者の島外流出や高齢化の進行により、就業人口も減っています。
- ◇ 一方で、観光客の増加や高齢者の増加に伴い、飲食店・宿泊業及び医療・福祉業の就業者は近年増加し、U J I ターンした若者による新たな起業が行われるようになっています。
- ◇ 今後、地域の特性を生かした新規雇用の創出が求められるとともに、高齢者や女性等の高い就業意欲や多様化する就労ニーズに応じた雇用環境の整備及び雇用機会の確保を促進する必要があります。

第7節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ処理

- ◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
甌島地域	4,119	4,119	100.0	100.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査(一部市町村は離島統計年報)

- ◇ ごみ処理施設(焼却施設)

設置主体	設置場所	規模(t/日)	建設年度
薩摩川内市	里町里	7t/日	平成4年度(休止中)
薩摩川内市	下甌町青瀬	8t/日	平成元年度(休止中)
薩摩川内市	鹿島町藺牟田	2.8t/日	平成8年度(休止中)

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

- ◇ ごみ処理については、可燃、不燃、粗大ごみ、資源ごみの全てのごみを島外搬出して、川内クリーンセンター及び民間の再資源化事業者で処理しています。
- ◇ なお、焼却施設は老朽化が激しく、現在休止中で、島外搬出のストックヤードとして利用しているところであり、今後、ごみ処理施設の整備を図る必要があります。

(2) し尿処理

- ◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
甌島地域	4,015	3,271	81.5	29

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査(一部市町村は離島統計年報)

◇ し尿処理施設

設置主体	設置場所	規模(t/日)	建設年度
薩摩川内市	下甌町長浜	6kl/日	平成4年度

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ し尿については、里、上甌地域は、上甌し尿投入施設でし渣除去及び希釈し、中甌・中野浄化センターへ移し処理しています。下甌、鹿島地域は、島外搬出し、川内汚泥再生処理センターで処理しています。

(3) 産業廃棄物

◇ 処理施設が少なく、島内で処理できない廃棄物については、島外に搬出され処理されています。

(4) 水道

◇ 水道の状況

区分	行政区域内人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	計画給水人口	現在給水人口	
甌島地域	4,184	0	0	4,940	4,184	0	0	4,940	4,184	100.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度水道統計調査

◇ 水道は全戸に普及していますが、一部地域では、渇水期における水不足や豪雨時の高濁度水の流入のほか、老朽化施設の更新及び耐震化の促進が課題となっています。

(5) 公営住宅

◇ 公営住宅等の状況

(単位:戸)

区分	管理戸数							
					うち耐用年限の1/2を経過した住宅戸数			
	県営 (公営住宅・特公賃)	市町村営		計	県営 (公営住宅・特公賃)	市町村営		計
	公営住宅・特公賃	市町村単独ほか			公営住宅・特公賃	市町村単独ほか		
甌島地域	0	220	94	314	0	92	47	139

※ 県住宅政策室、市町村調べ(令和4年4月1日現在)

※ 「市町村単独ほか」は、公営住宅・特公賃(特定公共賃貸住宅)以外で市町村が管理している単独住宅・一般住宅などを指す。

◇ 本地域の令和4年4月1日現在の公営住宅等管理戸数は314戸で、うち耐用年限の1/2を経過した住宅は139戸(全管理戸数に占める割合は44.3%)となっています。

第8節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

◇ 病院、診療所、医師等の数

区分	病院数	病床数	一般診療所数	歯科診療所数	医師(人)	歯科医師(人)	薬剤師(人)	看護師(人)	助産師(人)
	—	—							
甑島地域	—	—	6	2	6	2	1	27	—

※ 病院・一般診療所・歯科診療所は、令和2年医療施設調査(厚生労働省)の結果(令和2年10月1日現在)

※ 医師・歯科医師数は、令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)の結果(令和2年12月31日現在)

※ 看護師・助産師数は、業務従事者届より参照(令和2年12月31日時点)

※ 一部地域については市町村調べ

- ◇ 本地域には、12カ所の市立診療所(うち11カ所がへき地診療所)が設置されているほか、民間診療所が1カ所あり、常勤医師は4人、常勤歯科医師は2人、看護師と准看護師合わせて27人(非常勤も含む)となっています。
- ◇ 中甑島には医師がいないため、架橋で繋がる上甑島の診療所が利用されています。
- ◇ また、常勤医師の負担を軽減するため、医療支援として県内の2民間医療機関から下甑手打診療所へ医師が1人ずつ隔週3日派遣されています。
- ◇ 眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科については、民間病院が、鹿児島大学医学部及び県医師会の協力を得て巡回診療を実施しています。
- ◇ 歯科については、鹿児島大学歯学部から月に2週間、歯科医師が鹿島診療所に派遣されています。
- ◇ 医療従事者の確保が課題であり、市が医療福祉従事者奨学資金貸与条例を制定し、本地域の医療施設等へ将来勤務しようとする学生等に対し奨学金を貸与するほか、医療従事者等確保対策事業として本地域の医療施設等の就労者に対して給付金を給付しています。

(2) 救急医療

- ◇ 本地域内の診療所等で対応できない救急患者については、県及び自衛隊等のヘリコプター等により市本土地域、鹿児島市及びいちき串木野市の医療機関へ搬送しています。

(3) 健康管理体制

- ◇ 市(甑島振興局)に3人の保健師が常勤しており、保健所も市や関係機関と連携をとりながら、健康づくり事業等や保健指導を行っています。

(4) 妊婦への支援等

- ◇ 本地域には常駐の産科医がいないことから、妊婦が島外で健康診査を受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行っています。
- ◇ 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等が経済的な負担となっています。

第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題

- ◇ 本地域の要支援・要介護認定者は、令和4年4月現在で441人、要介護認定率は21.3%であり、県全体の平均(19.2%)より高くなっています。
- ◇ 本地域の介護サービス事業所は、特別養護老人ホーム4施設、認知症対応型共同

生活介護（グループホーム）2施設が整備されているほか、居宅サービスとして、訪問介護2事業所、訪問看護2事業所等が整備されています。

第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

(1) 高齢者の福祉

◇ 高齢化率の推移

(単位: %)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
甌島地域	35.6	39.8	41.5	42.2	45.8	50.7
鹿児島県	19.7	22.6	24.8	26.5	29.3	32.5
全 国	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.6

※ 国勢調査

- ◇ 本地域の高齢化率は、平成22年で42.2%、平成27年で45.8%、令和2年で50.7%と上昇しています。
- ◇ また、令和2年の高齢化率は、全国平均(28.6%)を22.1ポイント、県平均(32.5%)を18.2ポイント上回っています。

◇ 高齢世帯数

(単位: 世帯, %)

区 分	一般世帯数 (A)	高齢世帯数 (B)	高齢世帯 の割合 (B/A)
甌島地域	2,140	1,050	49.1
鹿児島県	725,855	227,462	31.3
全 国	55,704,949	13,250,701	23.8

※ 令和2年国勢調査

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

- ◇ 高齢世帯(65歳以上世帯員の単身世帯及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)の一般世帯に占める割合は49.1%で、約2世帯に1世帯が高齢世帯であり、県平均(31.3%)及び全国平均(23.8%)を大きく上回っています。
- ◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。
- ◇ 老人福祉施設等については、甌島内において、特別養護老人ホーム(4か所)、養護老人ホーム(1か所)、老人デイサービスセンター(2か所)、薩摩川内市全体で生活支援ハウス(3か所)等が整備されています。
- ◇ 在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センターは、薩摩川内市甌島地域サブセンターが2か所設置されています。

(2) その他の福祉

- ◇ 児童福祉・障害福祉等においては、安定的な施策を展開していますが、少子化や女性、障害者の社会参加など、社会情勢の変化に応じた、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備が求められています。
- ◇ 現下の社会情勢における生活困窮者、自殺や虐待、家庭内暴力、子どもや弱者を

狙った犯罪など行政ニーズが複雑多様化してきている中、地域に暮らす住民同士が支えあい、助け合う社会を目指し、総合的なサービスの提供体制の整備と見守り体制の強化を推進する必要があります。

第11節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 本地域には、小学校5校、中学校5校（うち3校は休校）が設置されています。上甕島、下甕島では遠距離通学のため、スクールバスが運行されています。
- ◇ 本地域には高等学校等がないため、高等学校等へ進学を希望する生徒は島外の学校に進学しています。
- ◇ 令和4年度現在、小学校1校が離島留学を実施しており、県外を含む10名の留学生を受け入れています。
- ◇ 学校施設等については老朽化が進んでいます。
- ◇ 離島の学校に在籍する生徒の部活動の県大会参加に係る交通費については、平成29年度から県の助成制度が設けられています。
- ◇ 社会教育活動については、各地区に公民館等が設置され、積極的な学習活動が行われていますが、地域活動のリーダーやボランティア等の人材育成の講座などが求められています。また、老朽化した施設・設備の改修が必要となっています。
- ◇ 特筆される文化財としては、国指定重要無形民俗文化財及びユネスコ無形文化遺産の甕島のトシドン、県指定無形民俗文化財の甕島の内侍舞、国の登録有形文化財の鹿島村離島住民生活センターなどがあるほか、日本遺産に認定された「薩摩の武士が生きた町」を構成する里麓、手打麓もあります。
- ◇ 本地域では、白亜紀後期を中心とした恐竜化石が多数産出されており、それらの調査・研究、保存等を目的とした全天候型の施設として、鹿島町の旧庁舎を改修し、恐竜化石等の展示を行う博物館として甕ミュージアムを整備しています。

第12節 観光の開発の現況及び課題

- ◇ 観光客数

(単位:千人)

地域名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
甕島地域	92.1	92.8	76.6	53.6	53.6

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

- ◇ 年間宿泊者数

(単位:千人)

地域名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
甕島地域	31	27	27	27	36

※離島統計年報、離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

- ◇ 観光客数及び宿泊者数は、令和2年度まで減少傾向となっていました。年間宿泊者数について、令和3年度は増加に転じています。
- ◇ 本地域は、日本の地質百選に認定されている鹿島断崖をはじめ、長目の浜やナポレオン岩等の美しい景観を有しています。
- ◇ 麓武家屋敷跡、カノコユリやカラスバト等の貴重な動植物、国指定重要無形民俗

- 文化財の指定やユネスコ無形文化遺産に登録された甌島のトシドン、新鮮な魚介類を生かした「食」、さらにはイベントの開催など、特色ある観光資源を有しています。
- ◇ これらの観光資源を生かして、宿泊施設、キャンプ場、海水浴場、ダイビング、遊歩道、展望所などの観光施設の整備が進められるとともに、観光船かこのによる断崖のクルージングも行われています。
 - ◇ 平成26年度の川内甌島航路の高速船甌島就航により、運航時間の短縮、滞在時間の延長など利用者の利便性向上が図られ、観光振興にも大きな効果を及ぼしています。

第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題

(1) 国内交流

- ◇ 小学生については、本土での陸上記録会や子ども綱引き等への参加や本土からの「甌アイランドウォッチング事業」の実施により相互の交流活動を行っています。
- ◇ トンボロ芸術村など文化活動事業も活発に行われています。これらの文化活動は島外からの交流人口の増加につながり、甌島の振興に大きく寄与しています。
- ◇ 離島留学状況一覧

市町村名	留学名称	実施校名	児童・生徒数 (人)
薩摩川内市	ウミネコ留学	鹿島小学校	10
総 計			10

※ 市町村調べ

※ 令和4年6月1日現在

- ◇ 離島留学では、都市部の児童生徒に、自然豊かな農山漁村での生活を体験する機会を与えると同時に、少子化、高齢化に伴い、過疎化の進行している地域が留学生を受け入れることにより、地域の活性化や教育の充実が図られています。
- ◇ 鹿島町では、「ウミネコ留学」が行われており、平成8年度から延べ301名の留学生を受け入れています。

第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ 豪壮な海食崖、特異な潟湖群、自然性豊かな常緑広葉樹林などの多様で特色ある自然を有し、甌島国定公園に指定(平成27年)されています。
また、長目の浜と潟湖の植物群落は同年に国の天然記念物に指定されています。
- ◇ 上甌島の貝池は、約30億年前に出現し世界でも7か所しかない光合成細菌の一種「クロマチウム」の生息地です。
- ◇ 海岸にはウミガメが上陸するほか、カラスバトやヘゴの自生地は国指定天然記念物に指定されています。
- ◇ 地域環境の保全を図るため、大気環境や水環境の保全等に努めています。
- ◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。

第15節 エネルギー対策の現況及び課題

- ◇ 地域の電力は内燃力発電によって賄われています。
- ◇ 燃料は、島外から搬入していることから、輸送コスト削減や燃料確保の観点から、再生可能エネルギーの導入が必要ですが、再生可能エネルギーの導入に当たっては、費用対効果や出力変動が大きく、系統が安定しないこと等が課題となっています。
- ◇ 再生可能エネルギーの導入状況については、上甌島に、九州電力送配電(株)の

出力250kWの風力発電施設（休止中）、出力100kWの太陽光発電施設と600kWhの蓄電施設が設置されています。

- ◇ また、公共施設等において、太陽光発電設備や、太陽熱を利用した給湯設備等が導入されています。

第16節 国土保全等の現況及び課題

- ◇ 河川

（単位：河川数，km，%）

区分	河川概要			要改修延長 A-B=C	改修率	
	河川数	河川延長 A	改修不要 区間延長 B		16段階の8以上	
					延長 D	整備率 D/C
甌島地域	4	4.9	0.0	4.9	4.9	100.0

* 県河川課調べ（令和3年度末）

- ◇ 砂防

（土砂災害警戒区域等の指定状況）

（単位：箇所）

区分	急傾斜		土石流		地すべり		合計	
		うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
甌島地域	192	192	185	144	0	0	377	336

* 県砂防課調べ（令和5年1月末時点）

- ◇ 治山

（単位：地区数，%）

区分	山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率
甌島地域	67	47	20	70.1	87	61	26	70.1

* 県森づくり推進課調べ（令和4年3月31日）

- ◇ 本地域は、台風常襲地帯であり、また地形的にも山が海岸まで迫り、急傾斜地が多く、河川も短く勾配が急であることから、崖崩れ・土石流等の災害を受けやすいため、砂防・治山施設等の整備を積極的に進め、国土保全を図っています。

第17節 移住・定住施策の現況及び課題

- ◇ 本地域は、若者等の人口流出により、人口が長期的に減少傾向にあり、高齢化も進行しています。
- ◇ 移住については、定住補助制度など各種施策に取り組んでいますが、ニーズに対応した雇用環境や住環境の整備が課題となっています。
- ◇ 今後は人口の流出を抑制するとともに、島外からの移住を促進し、定住に向けた取組を行う必要があります。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路及び港湾の整備

(1) 振興方針

- 本地域においては、定期航路や不定期便が本土との唯一の交通手段となっており、地域産業の活性化や生活圏の広域化をはじめ、交流人口の拡大を図るため、定期航路の維持・改善に努めるとともに、人・物・情報が活発に行き交う拠点として、港湾の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 本土と甌島を結ぶ定期航路の維持・改善を図るほか、甌島を中心とした薩摩川内市、いちき串木野市にまたがる広域周遊ルートを形成し、交流人口拡大を図ります。
- 川内港の高速船ターミナルについては、引き続き利用者の利便性向上を図ります。
- 里港については、避難や緊急物資輸送に重要な耐震強化岸壁を整備し、被災時における社会経済活動の維持、地域住民の安全・安心の確保を図るとともに、地元漁業の振興や荷揚作業の安全性向上を図ります。
- 長浜港は、避難や緊急物資輸送に重要な役割を果たす港湾であることから、港内静穏度向上を図る防波堤等を整備し、被災時における社会経済活動の維持、地域住民の安全・安心の確保に努め、あわせて荷揚作業の効率化・安全性の向上を図ります。
- 臨港道路等港湾施設の老朽化対策を推進し、港湾利用者等の安全性向上を図ります。
- 港の整備により、港内における船舶航行の安全性の向上や、利便性向上を図ります。
- 島内各港のターミナルが、地域振興の核となる施設になるよう、利便性向上を図ります。

2 島内交通網の整備

(1) 振興方針

- 地域内における住民の安全性や利便性向上や産業の活性化、観光客等との交流促進、人や物資の円滑な流通の確保のため、本地域を縦貫する道路の整備、生活を支えるみちづくり、公共施設等へのアクセス強化、観光産業を支援するみちづくり、既存施設の老朽化対策を含めた災害に強いみちづくりを推進するとともに、移動手段の維持・確保を図ります。
- また、令和2年8月の甌大橋の完成により、甌島3島が陸路で接続されたことから、全島一体となった交通アクセスを構築し、観光振興や地域間交流による地域活性化を促進します。
- 青瀬あいのり交通をモデルに、地区コミュニティ協議会等が運行する自家用有償旅客運送（道路運送法）による利便性の高い移動手段の確保を図ります。

(2) 計画の内容

- 島内における距離的・時間的制約を克服するため、甌島を縦貫する道路を重点的に整備するとともに、観光地へのアクセス道路の整備を進めます。
- 地域の実情に応じた生活道路の整備や計画的な維持補修を引き続き進めるとともに、歩道の段差解消等のバリアフリー化などにより、人にやさしい道路環境の整備に努めます。
- 市民生活に密着した地域間の連絡道路や地域内交通の安全性を確保するための道

路整備を図ります。

- 自転車通行空間の整備を図り、サイクルツーリズムの推進に努めます。
- 住民の移動手段の維持・確保と利便性向上を図るため、自家用有償旅客運送の導入支援を図ります。
- また、更なる交通利便性向上のため、甌大橋開通後、里・手打間を運行しているこしき縦貫バスの維持・確保を図ります。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の利便性向上や他地域との交流、産業の振興を図るため、光ファイバ網を整備し、情報通信格差を解消しました。今後はそれらを維持・活用し、自治体や地域のデジタル化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- オンライン申請で行政サービスの手続きが可能となるように「行政手続きのオンライン化」を促進させ、住民の利便性向上を図ります。
- 医療、子育て、農林水産業、キャッシュレス化など様々な分野において、地域社会のデジタル化を実現させるべく、導入促進を図ります。
- 「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指し、各種講演会等を開催し、人材の育成、教育・学習の振興を図ることで、デジタル社会の形成に向けた取組を促進します。
- 日常生活や災害時における連絡体制を確保するため、携帯電話等の通信環境の維持・改善に努めます。

第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進

(1) 振興方針

- 離島航路に係る運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 割高となっている離島航路の運賃は、地域間格差の是正や定住促進を図る上での障害となっていることから、関係機関と協議を進めながら、低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の輸送に費用が多くかかる状況にあり、離島振興を図る上での障害となっていることから、物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進するとともに、島内の関連事業者の掘り起こしを行い、取組の拡大に努めます。
- 地域外への農産物や子牛等の搬出等の移動に係る費用の低廉化に努めます。

第4節 産業の振興

1 農業

(1) 振興方針

- 海洋性気候を利用した作物の振興に加え、6次産業化や農商工等連携を促進し、農家所得の安定、地域の活性化を図ります。
- 良質な粗飼料資源の確保や優良雌牛の導入等により、低コスト・高品質の肉用子牛の生産を図るとともに、家畜防疫の徹底や家畜排せつ物の適正な処理を促進します。

- 放牧中心の飼養体系から、一部舎飼いを併用した飼養体系への移行を進めます。
- 自然環境や農村景観との調和を図りながら、地域の特性に応じた農村環境の整備や農道等の生産基盤の整備を進め、農業後継者など若者の定着と農業の生産性の向上を図ります。

(2) 計画の内容

- 水稲や焼酎用さつまいもと島外出荷の農産物の組み合わせによる農地の有効活用を図りながら、営農指導及び海上輸送料の助成を引き続き行い、農業経営の安定化や後継者・新規就農者を含めた担い手の確保及び育成を図ります。また、観光振興と一体となった6次産業化の推進を図ります。
- IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥の施用による健全な土づくりなど、環境と調和した農業を推進します。
- 肉用牛については、良質な粗飼料の確保や、優良雌牛の導入と併せて飼養管理技術の向上を図りながら、商品性の高い肉用子牛の生産を推進するとともに、家畜排せつ物の適正処理による地域環境との調和を図ります。
- 農産物の流通については、集約化による流通コストの低減を図るとともに、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した島外出荷に係る輸送コストの低廉化に向けた取組を促進します。
- 農産物加工については、地域資源を生かした加工品の開発と販路拡大を支援します。
- 効率的・安定的な農業経営を確立するために、農道などの基盤整備を進めるとともに、荒廃農地の計画的利活用や営農集団の組織化を図ります。
- 農業経営や地域づくりへの女性の参画を促進するとともに、加工活動等の女性起業活動を促進します。また、高齢者の能力を生かすための活動の場づくりに努めます。
- 定住条件の整備や農村環境の改善を図るため、公園等の整備を促進するとともに、棚田などを活用した農作業等の体験学習や体験型観光を促進し、都市と農村との交流を図ります。

2 林業

(1) 振興方針

- 森林の有する多面的機能の発揮を図りながら、林道等の路網整備や複層林改良等による森林の適正な整備を促進します。
- 椿などの特用林産物の生産振興を図ります。

(2) 計画の内容

- 森林の有する水源かん養機能や山地災害防止機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、複層林施業など森林の整備を実施し、健全な森林の育成を図ります。
- 森林資源の有効活用や林業経営の合理化に資するため、林道等の路網整備を促進するとともに、椿等の特用林産物の生産振興を図ります。

3 水産業

(1) 振興方針

- 漁業者や漁業協同組合等による稚魚放流などの取組を支援しながら、稚魚の放流や漁場の造成等による水産資源の増大を図るとともに、クロマグロ、カンパチなどの養殖業の振興を促進し、所得の向上と経営の安定化を図ります。

- 特産のキビナゴ、バショウカジキ、ヒゲナガエビ（タカエビ）などを対象とした販路の拡大や新たな水産加工品の開発を支援し、「甌島ブランド」の確立を図ります。また、地域に存在する優れた資源を生かし、水産加工の6次産業化を進めます。
- 漁港施設の整備や漁業技術の高度化等により、年間を通じた安全な操業や水揚げ量の増大を図ります。
- 中核的な漁業者や漁業士、経営改善に取り組むグループ等を育成するとともに、新規漁業就業者の確保を図ります。
- 漁業集落が行う自発的な活動を支援するために、国の支援制度などの活用により当地域の漁業の再生を図ります。

(2) 計画の内容

- 複雑に入り組んだ入り江などの海域特性に応じて、アワビ、カサゴなどの稚貝・稚魚の放流による栽培漁業を進め、遊漁者や地域住民の協力を得ながら水産資源の持続的な利用体制の確立を図ります。
- 魚礁や増殖場の設置藻場の造成等により、磯焼け現象の解消や資源の育成を図るとともに、幼・稚魚の保護など漁業者による自主的な資源回復対策を促進します。
- 環境に配慮しながら、クロマグロ、カンパチ等の養殖の振興を図るとともに、漁業経営の安定や地域活性化を図ります。
- 漁業協同組合の経営基盤の強化を促進するとともに、漁業体験研修や技術習得のための「かごしま漁業学校」や「新米漁業者みまもり隊」等の取組を通じて、新規就業者の確保を図ります。
- 漁業研修会等により、意欲と能力のある漁業者の確保・育成を図るとともに、漁業者グループ等が行う経営改善に向けた取組を支援します。
- 製氷冷蔵施設等の水産流通施設の整備を促進するとともに、加工施設の近代化や、新たな冷凍技術など加工技術の向上等を図り、消費者ニーズに対応した付加価値の高い製品の開発や、未利用資源の有効活用を促進します。
- キビナゴ、バショウカジキ、ヒゲナガエビ（タカエビ）などの地域特産魚種の流通改善を図るため、集出荷の一元化や保管調整による出荷体制構築への取組を促進するとともに「甌島ブランド」の確立を図ります。
- また、キビナゴについては今まで培われてきたブランド力を生かし、漁業者と漁業協同組合が一体となった6次産業化を促進します。
- 利用しやすい係留施設や蓄養・養殖用水域の確保も兼ねた防波堤等の老朽化対策を推進し、年間を通じた出漁や市場への漁獲物の搬送を確保するとともに、漁船や装備の近代化、漁業技術の高度化等を促進します。

4 その他の地域産業

(1) 振興方針

- 水産加工業や焼酎などの地場産業の振興を図りながら、農林水産物等を活用した新たな特産品の開発や販路の開拓を支援します。
- 海洋資源に関連した産業など、地域の特性を生かした産業の振興を促進し、安定した就業機会の確保を図ります。
- 地域資源を活用した農林水産物の加工や観光に繋がる業種に特化した企業誘致に努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るとともに、起業家やボランティアなどの育成に努めます。
- 新たに創業する事業者や事業を拡大する既存事業者を支援することで、雇用拡充を図ります。

(2) 計画の内容

- 豊富な地域資源の一層の活用や未利用資源の掘り起こしによる特産品の開発を促進します。
- かごしま遊楽館や全国各地の物産観光展における展示販売等を通じ、首都圏等の大消費地での販路開拓を促進するほか、ECサイト等を活用した特産品の販売促進を図ります。
- 豊富な農林水産物など、地域資源を生かした製品開発や起業化等を支援します。
- 企業誘致については、農林水産物などの地域資源を生かした、企業や研究機関等の立地を促進します。
- 本地域へは、既存の企業立地促進条例に基づく支援制度の要件緩和や特別支援補助の検討等による補助内容の拡充を図り、併せて適合した企業誘致を推進します。
- 意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保、女性・高齢者の能力の活用促進など、農林水産業を担う人材の育成・確保を図るとともに、地域産業の活性化や滞在交流型観光地づくりを積極的にリードする人材の育成に努めます。
- 農林水産物等販売業や旅館業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために、税制上の優遇措置等の活用を促進します。

第5節 就業の促進

(1) 振興方針

- 交通ネットワークの充実、若者が地元に着する魅力ある産業おこし、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

(2) 計画の内容

- 基幹産業である農林水産業の振興や、魅力ある観光地づくりなどによる観光産業の振興、地場産業の振興や、医療・介護・福祉事業の振興等により新たな雇用の創出を図ります。
- また、高齢者やU J I ターン者等が知識と経験を生かし、その意欲と能力に応じて地域で働くことができるような雇用環境の整備に努めます。
- 九州新幹線鹿児島ルートの停車駅を有する強みを最大限に生かし、観光振興を通じた雇用環境の改善を図ります。
- 消費者ニーズに即した高付加価値商品の生産、加工品の開発、販売といった6次産業化等を支援し、雇用の創出と所得の増加に努めます。
- 新たに創業する事業者や事業を拡大する既存事業者を支援することで、雇用拡充を図ります。

第6節 生活環境の整備

(1) 振興方針

- 地域住民や事業所等による廃棄物の排出抑制・分別の徹底・減量化・リサイクルを促進するとともに、適正な処理を行うことにより、快適で美しい環境づくりに努めます。
- 少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、U J I ターン者など、誰もが安心して快適に暮らせる環境の整備を促進します。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、生活排水処理施設の効率的な整備により、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ります。

(2) 計画の内容

- 高齢化率が高いため、高齢世帯や独居老人によるごみの分別について、負担軽減策に努めます。
- 個人の生ごみ堆肥化を推進するとともに、地域及び事業所単位での生ごみ処理の普及を促進し、生ごみを堆肥化し、農地や家庭菜園、地域の植栽等地域の環境保全活動への活用を推進します。
- 一般廃棄物については、適正処理の啓発活動や分別収集体制の充実を図ります。
- 家電リサイクルについては、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- 産業廃棄物については、減量化・リサイクル等排出事業者による適正処理を一層促進するよう指導するとともに、適切な処理施設の整備を促進します。
- 火葬施設については、現有3施設の集合化など効率的な運営体制による施設の更新を図ります。
- 地域の気候及び風土に十分配慮しながら、老朽化した公営住宅等の建替等を促進します。
- がけ地に近接した危険住宅の移転を促進します。
- 空き家について、利活用により若者の定着やU J I ターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。
- 水道については、水質管理の徹底に努めながら、老朽化施設の計画的な更新及び耐震化を促進するとともに、水需要に応じた水源の確保を図ります。
- 生活排水処理について、公共下水道・集落排水施設への接続の推進及び老朽化した下水道施設等の計画的な改築や機能維持を図り、集合処理施設の整備ができない地域については合併処理浄化槽の整備費用の助成により導入を促進します。
- 公共下水道等へ接続できるまでの間、し尿等については、本土側の市し尿処理施設を含めた効率的な処理を図ります。

第7節 医療の確保等

(1) 振興方針

- 診療所の診療機能の充実・強化等により、地域住民が等しく適切な医療サービスを楽しむことができるような保健医療提供体制の整備・充実を図ります。
- 妊婦が島外で健康診査する機会や出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。
- このほか、市の取組みとして、診療機能の充実・強化及び医療従事者の確保のため、甌島診療所再編方針を基とした診療所の再編・集約を図ることとしています。

(2) 計画の内容

- 医療施設・設備の整備や遠隔医療への支援を行うとともに、かかりつけ医機能の確保、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科など特定診療科目の巡回診療を支援するなど、診療機能の強化・維持を図ります。
- 自治医科大卒医師や地域枠医師の継続的な配置に努めるとともに、看護師等の医療従事者の安定的確保を図ります。
- 地域医療への理解や将来的な医師確保に資するため、臨床研修医や医学生の受入れに努めます。
- 常勤医師の負担軽減のため、鹿児島県へき地医療支援機構や民間医療機関からの代診医の確保に努めます。
- 救急患者搬送の円滑化を図るため、診療所と本土の医療機関等との緊密な連携体

制を一層充実・強化するとともに、ドクターヘリ等の有効活用に努めます。

- 地域住民の健康管理や健康の保持増進を図るため、保健所・川内保健センターと本地域の2保健センターの連携を図りながら「健康かごしま21」等に基づき、地域住民を主体とした健康づくりの一層の充実に努めます。
- 妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行います。
- 産婦人科医、助産師による健康相談、健康教育及び小児科医による乳幼児健康診査の環境整備を促進します。
- 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等の経済的な負担軽減の取組を促進します。
- このほか、市の取組みとして、島内の出張診療所の存続の検討と島内の医療体制の維持に努めるため、上甕診療所に里診療所と鹿島診療所を集約した（仮）上甕診療所の新設を図ることとしています。

第8節 介護サービスの確保等

(1) 振興方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、地域の実情を踏まえた支援の充実や介護サービスの基盤整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 薩摩川内市の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤整備の促進、効果的な介護予防の取組促進や地域包括ケア体制の推進に努めます。
- ボランティアなどによる見守り活動や様々な生活支援等を活用しながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むなど、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するとともに、地域支援事業の実施による介護予防の促進に努めます。

第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた地域のなかで、地域の連帯意識に支えられながら、安心して充実した生活を送ることができるよう、心身の状況を把握するとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいつくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。
- 障害や障害者についての住民に対する啓発活動、障害者福祉サービスの利用促進などにより、障害者の社会参加とその能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。
- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 社会福祉協議会や地区コミュニティ協議会等による自主的な地域福祉活動に対す

る取組を促進しながら、援護を必要とする高齢者等に対し、地域ぐるみで安否確認や声かけなどを行う見守り体制の強化や生活支援を行うボランティアの活用に取り組みます。

- 市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開し、高齢者が豊富な知識・経験・技能を生かして、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加するよう支援するとともに、健康づくり、生きがいづくりなどにチャレンジできる取組の促進を図ります。
- 高齢者等の健康づくりや介護予防・生活支援等に努めるとともに、地域包括ケアシステムの促進に努めます。
- 障害者の自立と積極的な社会参加を進めるため、研修会の開催や障害特性に関する正しい知識の理解と認識を深めるための啓発活動の推進、障害者福祉サービスの利用や日常生活用具の給付等の促進を図ります。
- へき地保育所の開設や機能充実、地域全体で子どもを育成する環境づくりなどを促進します。
- ホームヘルパーなど専門性を備えた人材の育成・確保や資質の向上を図ります。

第10節 教育及び文化の振興

(1) 振興方針

- 郷土の自然や歴史、文化に根ざした特色ある教育活動を推進し、心身ともに健康で社会の変化に主体的に対応できる児童生徒の育成に努めます。さらに、学校・家庭・地域等が一体となった取組による安全・安心な学校づくりに努めます。
- 本地域には高等学校等がないため、島外の高等学校等へ進学する生徒への修学支援を促進します。
- 地域に根ざした多様な特色ある伝統芸能などの文化財等の保存・伝承や文化活動を促進するとともに、生涯を通じた学習機会の充実等により、文化・スポーツ活動を通じた地域内外の人々との交流を促進します。

(2) 計画の内容

- 幼稚園における預かり保育事業の充実を図ります。
- 児童生徒数の減少により学校の小規模化が進行しているため、引き続き、状況に対応した教育内容・方法の改善を図るとともに、児童生徒にとってより適切な学校教育環境を整えるために、学校の再編等を進めます。
- 安全・安心なスクールバスの運行に努めます。
- 本地域を離れ、島外の高等学校等へ通学するための寮・下宿生活等の負担軽減を促進します。
- 学校施設等については計画的な改築・改修等の整備の促進に努めます。
- 離島の学校に在籍する生徒の部活動等の島外での大会参加に係る交通費等の負担軽減に努めます。
- 「ウミネコ留学」を実施し、児童生徒の増加による教育効果を高め、地区の活性化と都市地域との交流や定住促進を図ります。
- 優れた舞台芸術等の鑑賞機会や文化・スポーツ施設の整備拡充などを図るとともに、生涯学習の指導者や地域活動のリーダーやボランティア等の人材の育成を図ります。
- 伝統芸能や文化財等の調査、活用、継承に努めるとともに、自然、動植物も含め、観光や環境、文化の面と連携しながら、本地域の新たな魅力の発見に取り組みます。
- 恐竜化石等の展示を行う博物館として、鹿島町の旧庁舎を甕ミュージアムとして

改修し、本地域で産出される貴重な化石等の調査・研究、保存等を行います。

第11節 観光の開発

(1) 振興方針

- 本地域の特色ある観光資源や施設等を生かした個性豊かな観光地づくりなど、観光客の受入環境の整備に努めるとともに、定期船で結ばれる地域等と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。

(2) 計画の内容

- 甕島国定公園等の優れた自然の保全を図りながら、変化に富んだ海岸線や多彩な湖沼群、カノユリの群生、貴重な化石が発掘される地層など、優れた観光資源を生かした観光施設や観光農園、自然とのふれあいの場などの整備を促進します。
- 「みなとオアシス薩摩川内」の運営主体である「みなとオアシス薩摩川内運営協議会」等との連携や支援を通じて、更なる地域住民の交流促進や地域の魅力向上、観光促進に寄与し、「みなと」を核としたまちづくりの促進を図ります。
- マリンスポーツなど、本地域ならではの滞在交流型観光を積極的に促進します。
- 薩摩川内市観光物産協会等との連携のもと、本地域の体験型観光の推進や観光船等を活用した滞在型観光ルートの形成を図ります。
- 地域住民をはじめ、観光事業者や関係団体、業界、市、県が一体となった総合的な受入体制の整備を促進します。
- 県本土や他の離島地域との連携を図りながら、各種の物産観光展への参加やインターネット等を活用した誘客宣伝に取り組みます。
- 民間活力による宿泊施設の整備、キビナゴなどの新鮮な魚介類を生かした「食」の開発・普及、海洋資源などを活用した特産品の開発などを推進します。
- ワークーションなど多様な観光交流を促進します。

第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 振興方針

- スポーツなどの参加型イベント、甕島のトシドンなどの伝統芸能、海洋資源などに関する大学等の学外研究活動の誘致、出身者等のネットワーク化などにより、地域内外との交流・連携を積極的に促進し、U J I ターン等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。
- トンボロ芸術村など新たな文化活動と古くより伝承される文化との調和を図りながら、島内外の地域との交流を促進します。
- U J I ターン者等を中心とした地域づくりの取組や、本土や他の離島地域との地域間連携による交流を促進します。

(2) 計画の内容

- 農林水産業と連携した滞在交流型観光や地域ぐるみで開催される甕マラソン大会などの参加型イベント、甕島のトシドンなどの伝統芸能を通して、地域住民と来島者及び来島者同士の交流を促進します。
- トンボロ芸術村などを島内全域に拡充する取組を促進します。
- 出身者や島に興味を持っている人々を、島の良き理解者・支援者としてネットワークを形成して交流・連携を図るとともに、島外の小中学校との交流学習や友好都市との相互訪問、離島留学制度の充実などにより、幅広い年代層間における地域間交流を図ります。

- U J I ターン者等の新たな視点による地域資源の発掘とその地域資源を生かした特色ある地域づくりの取組や、本土や他の離島地域との人材交流やネットワーク構築などの持続可能性の高い交流を促進します。

第13節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興方針

- 良好な地域環境を維持するため、市との連携により、大気環境や水環境の保全等に努めます。
- 国、市、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

(2) 計画の内容

- 水産養殖業における適正規模による養殖や養殖方法の改善、農業における施肥量の低減、家畜糞尿の適正処理、生活排水対策等による水質保全対策を推進します。
- また、工場・事業場からの大気汚染物質の排出抑制や悪臭の発生、漏出の防止等を図ります。
- 本地域の貴重な自然（動物、植物、景観）について、情報の収集に努めるとともに、地域住民や研究者等の意見や助言を参考にしながら、意識啓発や保全に努めます。
- 自然環境の保全については、自然観察会などの自然体験学習を推進するとともに、パトロールや啓発活動によりごみの不法投棄防止を促進します。
- 自然公園法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の保護制度による管理・保護を継続して行います。
- 生物多様性の保全については、監視パトロールによるウミガメの保護、オニヒトデなどの食害生物の駆除や外来生物の生息状況の把握に努め、希少種の保護、情報発信を図ります。
- 国、市、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

第14節 エネルギー対策の推進

(1) 振興方針

- エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、可能な限り多様な分散型電源の普及を促進するとともに、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入・利用など「エネルギーの地産地消」を推進します。
- 石油製品の安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。
- 新規技術の活用その他のエネルギー対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止に資することから、今後の研究開発の状況や住民、関係者の理解状況等を踏まえつつ、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 国の支援制度により離島のガソリン価格の引き下げが行われていますが、石油製品価格は本土と比べて割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

第15節 国土保全施設等の整備その他の防災対策

(1) 振興方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進し、防災・減災、国土強靱化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

(2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する国土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 津波に対する避難道路等の整備や避難体制の確保を図ります。
- 自主防災組織の育成や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及及び防災意識の高揚を図ります。
- 防災行政無線等やホームページなどによる情報伝達手段の充実を図ります。
- 消防職員、消防団員が地域と連携を図りながら高齢世帯等への定期的な防火訪問活動を積極的に行うことで、一人暮らしの高齢者が地域から孤立することがないよう高齢者の安全対策を図ります。
- 火災や風水害等から住民の生命、身体、財産を守るため消防活動に必要な消防ポンプ車や消防施設等の計画的な更新、整備を図ります。
- 避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を促進するなど、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。
- 県地域防災計画（原子力災害対策編）における環境放射線監視強化区域として、甕島の全域について平常時からモニタリングポスト等による環境放射線の監視体制の強化を図ります。

第16節 移住・定住施策の推進

(1) 振興方針

- 地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを促進するとともに、効果的な情報発信を推進します。
- 移住者の多様な暮らしのニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 市が管理している定住支援センターによる定住促進施策に関する情報発信を行います。
- 地場産業や水産業、観光業と連携した雇用環境の整備を促進します。
- 空き家の利活用により若者の定着やU J Iターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。

第17節 地域の振興に関するその他の事項

(1) 振興方針

- 住民が自己の役割や責務を自覚し、主体的に行動することで、住みやすいまち・个性的で活力と潤いに満ちた地域社会の実現を目指します。
- 行政は地域住民の自主性を尊重しながら、地区コミュニティ協議会を核とする共生・協働による地域振興を進めます。

□ 人口減少や高齢化が進む地域の住民が、日常生活を営むために必要な環境の維持等を図ります。

(2) 計画の内容

- 島内の各地区コミュニティ協議会で策定している「地区振興計画」に基づいた各種施策・事業の実施を促進します。
- 地域の資源を活用したコミュニティビジネス等による地区コミュニティ協議会の安定的な運営を図り、地域振興を進めることを促進します。
- 自治会やNPO等の設立・運営相談、活動支援などに努めるとともに、ボランティア活動の啓発等を通じ、各団体等が求める人材の育成を図ります。
- 人口減少や高齢化の進展により、日用品の買い物や島内移動等の日常生活への支障が懸念される場合には、島民の日常生活機能を補完する取組等を行います。

